３　法第四条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　内航貨客定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二条第一項に規定する内航貨客定期航路事業をいう。以下同じ。）又は内航貨物専用定期航路事業（同条第二項に規定する内航貨物専用定期航路事業をいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、航路の名称、起点及び終点並びに運航回数

二　（略）

４　法第四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　ニ　五　（略）

六　内航貨客定期航路事業又は内航貨物専用定期航路事業を営もうとする者にあつては、内航貨客定期航路事業又は内航貨物専用貨客定期航路事業の明細（第六号様式による。）

５　（略）

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の適用除外）

第二十二条　法第第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者（内航貨客定期航路事業及び内航一般不定期航路事業（海上運送法施行規則第一条第三項に規定する内航一般不定期航路事業をいう。）を営む者を除く。）は、船舶運航事業者等の提出する定期報告書を提出することを要しない。

第６号様式（第３条、第23条関係）　（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

整理番号

内航貨客定期航路事業又は内航貨物専用定期航路事業の明細			
申請者の氏名等			
航路の名称			
運航開始（変更）予定年月日	年　月　日	運航回数	
航路	航路の起点		
	寄港地		
	航路の終点		
	相互間の距離		
船名（予備船を含む。）			
起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地	起点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	寄港地	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	終点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	

備考

１　氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。

２　この明細は、航路ごとに作成すること。

３　法第四条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　内航貨物定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二条第一項に規定する内航貨物定期航路事業をいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、航路の名称、起点及び終点並びに運航回数

二　（略）

４　法第四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　ニ　五　（略）

六　内航貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、内航貨物定期航路事業の明細（第六号様式による。）

５　（略）

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の適用除外）

第二十二条　法第第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項の人の運送をする貨物定期航路事業をした者及び同法第二十条第二項の人の運送をする不定期航路事業の届出をした者を除く。）は、船舶運航事業者等の提出する定期報告書を提出することを要しない。

第６号様式（第３条、第23条関係）　（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

整理番号

内航貨物定期航路事業の明細			
申請者の氏名等			
航路の名称			
運航開始（変更）予定年月日	年　月　日	運航回数	
航路	航路の起点		
	寄港地		
	航路の終点		
	相互間の距離		
船名（予備船を含む。）			
起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地	起点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	寄港地	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	終点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	

備考

１　氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。

２　この明細は、航路ごとに作成すること。